

モデル		E 250 / AVANTGARDE	E 300 AVANTGARDE		E 300 4MATIC AVANTGARDE	E 350 AVANTGARDE		E 400 AVANTGARDE	E 400 HYBRID AVANTGARDE	E 550 AVANTGARDE		
			パナミック・スライディングルーフ付仕様もしくは AMGスポーツパッケージ仕様			AMGスポーツパッケージ仕様およびパナミック・スライディングルーフ付仕様						
車両型式		RBA-212036C	RBA-212055C		RBA-212080C		RBA-212059C		MBA-212061C	DAA-212095C	DBA-212073	
原動機		274	276		276		276		276	276	278	
総排気量		cc 1,991	3,497		3,497		3,497		3,497	3,497	4,663	
変速機		電子制御7速A/T		電子制御7速A/T		電子制御7速A/T		電子制御7速A/T		電子制御7速A/T		
駆動方式		後輪駆動 (FR)		全輪駆動 (4WD)		後輪駆動 (FR)		後輪駆動 (FR)		後輪駆動 (FR)		
排出ガス	適合規制・認定レベル	ガソリン乗用車 平成21年基準排出ガス 75%低減レベルに適合		ガソリン乗用車 平成21年基準排出ガス 75%低減レベルに適合		ガソリン乗用車 平成21年基準排出ガス 75%低減レベルに適合		ガソリン乗用車 平成21年基準排出ガス 50%低減レベルに適合		ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 75%低減レベルに適合		
	JC08H+JC08Cモード	一酸化炭素 (CO)	g/km 1.15		g/km 1.15		g/km 1.15		g/km 1.15		g/km 1.15	
	規制値・認定値	非メタン炭化水素 (NMHC)	g/km 0.013		g/km 0.013		g/km 0.013		g/km 0.025		g/km 0.013	
		窒素酸化物 (NOx)	g/km 0.013		g/km 0.013		g/km 0.013		g/km 0.025		g/km 0.013	
		粒子状物質 (PM)	g/km 0.005		g/km 0.005		g/km 0.005		g/km 0.005		-	
騒音	適合規制レベル	平成10年規制に適合		平成10年規制に適合		平成10年規制に適合		平成10年規制に適合		平成10年規制に適合		
		加速走行騒音 (規制値)	db 76		db 76		db 76		db 76		db 76	
		定常走行騒音 (規制値)	db 72		db 72		db 72		db 72		db 72	
		近接排気騒音 (規制値)	db 96		db 96		db 96		db 96		db 96	
燃料の種類		無鉛プレミアム・ガソリン		無鉛プレミアム・ガソリン		無鉛プレミアム・ガソリン		無鉛プレミアム・ガソリン		無鉛プレミアム・ガソリン		
燃料消費率*	燃費	km/L 15.5	12.8		12.0		12.4		12.5	15.2	10.0	
	二酸化炭素(CO2)排出量 燃料消費率からの算出値	g/km 150	181		193		187		186	153	232	
	平成27年度燃費基準	+20%達成	達成	+10%達成	達成	+10%達成	達成	+10%達成	+10%達成	+20%達成	-	
	平成32年度燃費基準	達成	-	-	-	-	-	-	-	達成	-	
	備考											
カーエアコン冷媒	種類:R134a	使用量: 590g		使用量: 590g		使用量: 590g		使用量: 590g	使用量: 690g	使用量: 590g		
リサイクル	リサイクル設計の有無	有		有		有		有	有	有		
その他	グリーン購入法適合車	○		○		○		○	○	○		
	九都県市指定低公害車	平成21年基準 超低公害車の基準に適合		平成21年基準 超低公害車の基準に適合		平成21年基準 超低公害車の基準に適合		平成21年基準 超低公害車の基準に適合	平成21年基準 超低公害車の基準に適合	-		

\* 上記の燃料消費率の値は国土交通省審査値です。燃料消費率は定められた試験条件のもとでの値です。実際の走行時には、気象、道路、車両、運転、整備等の状況が異なりますので、それに応じて燃料消費率が異なります。

■ 本車両環境データの内容は、2015年2月25日現在のものです。

用語解説

■ 一酸化炭素(CO): 無色、無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。工場・事業場や自動車などから大気中に排出される。環境基準並びに「大気汚染防止法」及び「都道府県条例」による排出基準、自動車排出ガスの許容限度がそれぞれ定められている。

■ 窒素酸化物(NOx): 燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温度で反応したり、燃料中の窒素分が酸化されて発生する。工場、事業場等から排出されるが、自動車からも排出される。刺激性があり、汚染が激しい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質でもある。

■ 炭化水素(HC)、非メタン炭化水素(NMHC): 炭素と水素からできている化合物の総称。炭化水素は、作業者の神経系や肝臓障害をひきおこすため「労働安全衛生法」で管理体制等が定められている。大気中で拡散した炭化水素は、強い紫外線を受けて光化学オキシダントを生成し、人体や植物に害を与える。尚、NMHCは、有害性がなく光化学的に不活性のメタンを除外したものであり、有害性であり浮遊粒子状物質等の二次生成成分を的確に低減するために平成17年排出ガス規制から規制されている。

■ 粒子状物質(PM): 大気中に浮遊する粒子状物質で、工場からの煤塵、ディーゼル車の排出ガス、粉塵、土埃などがある。ディーゼル車の排出ガスの粒子状物質の成分のほとんどは燃料の燃え残りのカーボンと炭化水素であり、微量に硫酸塩と潤滑油成分である。遊粒子状物質(SPM:粒径10ミクロン以下)は呼吸器への影響があるといわれている。